

# 【お知らせ】FCCの改正ルール

2025年11月14日

FCC官報「電気通信認証機関、測定施設、機器認証プログラムの完全性とセキュリティの促進」

2025-14970 (Vol. 90 FR 38045): 2025/8/07付 国家安全保障の観点から新たな規制を導入。

2025-16285 (Vol. 90 FR 41517): 2025/8/26付 移行日を「2025/10/6」から「無期限延期」に訂正。

## ■ 主な変更点(要点)

- 「禁止事業体(prohibited entity)」を定義。
  - ・ 対象範囲を拡大する。(より幅広く国家安全保障上のリスクある関係者を排除対象とする。)
  - TCB・試験所・認定機関 が禁止事業体に所有されている、支配されている、または指示を受けてい  
る場合は、FCC機器認証プログラム(およびSDoCプロセスを含む)への参加を禁止する。
    - ・ 「所有」の基準は、当該機関の10%以上の株式・議決権等を有している。
    - ・ 「支配・指示」の判断は、監督・指揮・資金提供・補助金等を通じて事実上の影響下にある。
  - 禁止事業体との関係がある機関は、認定を付与しない、また既認定であれば取り消しを行う。
  - 報告・認証・記録義務を強化
    - ・ TCB・試験所・認定機関は、認定申請時および認定後の継続申請時に、「禁止事業体の所有  
・支配・指示を受けていない」旨の確認を、ルール発効後30日以内に提出する。
    - ・ 5%以上の株式・議決権を保持する者の情報を、ルール発効後90日以内に報告する。
- 本ルールは 2025年9月8日に発効。一部の改正規定は別途移行期間・適用開始日を設定する。

## ■ 政府閉鎖が解除された直後のFCCの動き(予測)

- ガイダンス発出、移行日の確定、届出フォーム等の未処理だった事務作業を再開する。

【注】本メモは簡易要約です。詳細は原文をご確認下さい。本FCC官報の続報への注視を勧めます。